

今後の国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法について

次の理由により、今後とも引き続き同法に基づく特別の措置を講ずる必要があるので、同法を改正し、その有効期限をさらに5年間延長することとしてはどうか。

- 1 資源状況の悪化が懸念されているまぐろ類については、地域漁業管理機関を通じた適切な資源管理を図るため、科学的根拠に基づく保存管理措置の設定などの取組により漁獲規制が年々強化されているところであり、今後も、水産資源の適切な保存管理を図る観点から、漁獲規制の強化が課せられる可能性がある。また、我が国と韓国・中国の排他的経済水域においては、海洋生物資源が総じて減少傾向にあるため、日本漁船の漁獲割当量及び許可隻数枠等、両国の排他的経済水域における資源管理のため規制強化が行われる可能性がある。さらに、ロシア連邦周辺水域においては、他国へ漁獲割当てをすることに対しロシア国内で根強い批判があるなど、我が国への漁獲割当量の確保は予断を許さない状況である。また、資源管理の強化や環境保護等を目的として、ロシア連邦が新たな規制を行い、ロシア水域で操業する我が国漁船に影響が及ぶ可能性もある。このような状況から、今後、大幅な減船が行われる可能性がある。
- 2 漁業離職者は船上という特殊な勤務形態で長期間従事しているほか、技能が特殊で他の職種には応用出来ないものであるため、離職を余儀なくされた場合には、再就職が困難となるおそれがある。